

『岡山商大論叢』（岡山商科大学）

第44卷第1号 2008年6月

Journal of OKAYAMA SHOKA UNIVERSITY

Vol. 44 No. 1 June 2008

## 《資料》

# 明治末期果実産地の 形成期における販売状況 一生口果物組合・能勢果友園の比較—

土 井 作 治  
三 好 正 喜  
岡 嶋 隆 三

On the state of marketing affairs in the formative stage of  
fruit-growing district in the late Meiji era  
—A comparative study of Guild of Ikuchi Fruiterers and Nose Orchard—

Okajima Ryuzou, Doi Sakuji, Miyoshi Masaki

## 能勢果友園、生口果物組合、個人販売、共同販売、指定問屋

明治末期（1910年頃）瀬戸内海の生口島<sup>\*1</sup>で果樹産地が形成されつつあった。当時242名（1911）が生口果物組合のもとに果物の共同販売にのりだした。以下は、生口島の名望家の一人である能勢家<sup>\*2</sup>に残されている

\*1 瀬戸内海のほぼ中央に広がる芸予諸島の一つで、人口は約17,000人（1913）。臨海部は塩業、平坦部は水田、傾斜地に果樹栽培がいとなまれている。

\*2 名望家としての能勢家については三好正喜「近代芸予諸島における名望家層の社会経済的性格」（『岡山商大論叢』第40卷第3号）で展開している。

生口果物組合にかかる資料<sup>\*3</sup>を中心に、果樹産地の形成期における販売状況を概観・整理しようとするものである。

これらの資料は、果樹産地形成過程で主導的役割を演じた地域の名望家の一人である能勢家（広島県豊田郡北生口村）に保管されてきたものである。

## はじめに

生口島は果樹産地としては、先進地（和歌山・大阪・静岡等や周辺地域の大長村・久友村等）にくらべて遅い出立となった。また、当初は生産量からみても両村にくらべてはるかに小さかったが、共同販売に乗り出し今日では「かんきつ王国せとだ」（JAせとだHP）を標榜しうる地位を確立している。とりわけハート型レモンの産地として知られている。

通説では個人販売が不利であることから、生産者が共同で販売活動に従事する傾向が一般化しつつあった。生口島（高根島・佐木島をふくむ8か町村、以下生口島）でも、各果樹栽培者がそれぞれ産地仲買人に販売する方式から、生口果物組合（任意組合、以下当組合）を組織（1911）し、共同販売に乗り出そうとしたものである。これによって、果樹栽培者はほぼすべての果実を組合経由での販売方式に移すはずであった。しかし、1912年の実績をみると、産出高の約50%弱が共同販売の経路をとったにすぎず、大半が従来どおりの産地問屋経由で販売されていたことになる。このため、生口島としての一元的販売方式から、出張所単位（6か所）の販売方式に改められるようになった。

なぜ、不利とみられていた個人販売に固執したのか？以下では、「能勢家文書」におさめられている当組合関係資料および能勢果友園（能勢禎一郎・昇経営）の資料を中心に先行研究を参照しながら検討している。

参考にした先行研究・資料には、次のものがある：(1)生口島の歴史的推

---

<sup>\*3</sup> 「能勢家文書」として元瀬戸田町史編纂室で整理保管されていた。

移については、豊田郡教育会『豊田郡誌』1935（復刻版；臨川書店、1985）、瀬戸田町教育委員会『瀬戸田町史』（民族編1998、資料編1997、通史編2005）、(2)果樹栽培については、畠田栄編『広島県農業発達史』（第2巻1962、資料編1981）に広範囲の資料が収録されている。とりわけ、広島県農会『芸備の園芸』1912、同『農事調査』1902など貴重な基礎資料が含まれている。さらに、鉄道省運輸局『重要貨物状況第3編 野菜・生果ニ関スル調査』1926（復刻版；雄松堂、1996）が当時の果実栽培の状況と物流についての資料を収録している。(3)その他瀬戸内島嶼部における名望家については、落合 功「芸予諸島における地方名望家層の経済的性格」（地方史研究協議会『海と風土』雄山閣、2002）、共同販売については、渡辺信一「我国に於ける米の共同販売について」（『経済学論集』第6巻第2号）が米の共同販売の意義・課題について論及している。

## 1. 生口果物組合の成立と「規約」<sup>\*4</sup>

### 1.1 生口果物組合の成立

当組合の成立は通常1912年とされているが、豊田郡長にあてた「補助金御下付之義申請」<sup>\*5</sup>（1911.12.16付）には、「今般生口果物組合ヲ組織シ、明治45年度予算決議ノ上、來ル明治45年1月1日ヨリ業務執行候ニ付」とされていて、組合の成立は1911年、業務開始が1912年ということになる。これをうけて「明治45年 日誌帳」は1月13日から記入されるようになった。組合設立の理由としては、同じく豊田郡長に宛てた「補助金交附稟請」（1912.11.1付）で、近年生産量も増加し地域の産業として育ちつつあるが、なお経験・知識も不足しており憂慮すべき段階にあるので、組合として実験をし、栽培者を指導し、「果樹栽培の改良発達」をはかり、「共同

<sup>\*4</sup> 土井作治・岡嶋隆三「明治末期生口果物組合の成立」（『岡山商大論叢』第40巻第2号、以下「組合の成立」）に掲載している。「規約」は具体的には「細則」（資料6）で補足されている。資料5～6参照。

<sup>\*5</sup> 「補助金御下付之義申請」（1911.12.16付）、「補助金交附稟請」（1912.11.1付）は豊田郡長あてに提出された。資料1～4参照。

販売」を実施したいとしている。当組合は、ある程度栽培技術が域内で標準化した段階で設立の気運がうまれてきた。以下は、当組合の「規約」のなかの販売関係を中心とした概要である。

### 1.2 「生口果物組合 規約」にみる販売活動

当組合の事業活動の基礎として「生口果物組合 規約」が規定されている。

- (1) 目的（第1条）：①果樹栽培の改良・発達をはかり、②善良な果実の共同販売をおこなう。この段階では、まだ共同購入・選果・保管業務・金融事業は意識されていない。
- (2) 組合員資格（第2条）：豊田郡瀬戸田町・高根島村・西生口村・南生口村・東生口村・名荷村・鷺浦村・北生口村の8か町村の果樹栽培者のみで、販売業者を含んでいない。1923年に設立された豊田郡柑橘同業組合には生口島の栽培者581名と販売業者16人がふくまれている。

表1：生口果物組合の組合員数（名）

	栽培者	販売業者	計	年度
「組合員名簿」*	242	0	242名	1911
「細則」メモ	187	0	187名	1912
「豊田郡柑橘同業組合」**	581	16	597名	1923
豊田郡計	3,092	49	3,141名	

\* 「組合員名簿」は「明治44年 組合員名簿」による。土井・岡嶋「組合の成立」に掲載している。「細則」(1912) の欄外に187名と付記されている。

\*\*豊田郡柑橘同業組合（1923設立、19支部）に参加している高根島、西生口島、南生口島、北生口島各支部の合計である。栽培者581名、販売業者16名が参加している。豊田郡教育委員会『豊田郡誌』1935（復刻：臨川書店、1985、pp. 930～1）。

- (3) 事業（第4条）：目的（第1条）を達成するために、全11項目の事業がかかげられている。そのうち販売関係は次の4項目である（末尾

の数字は項を示す)。

- ① 品質の選択及び容器荷造りの改良をはかる(3)、
  - ② 販路の拡張をはかる(4)、
  - ③ 販売上の弊害を矯正する(5)、
  - ④ 販売品の共同輸送をおこなう(7)。
- (4) 指定問屋の設置 (第5条) : 販売に便利なように重要な市場に指定問屋がおかれた。ただし、組合の承認をえれば指定外への販売も可能となる。

「指定問屋一覧表」\*6によると、次のように指定されている;

指定問屋; 東京(3)、横浜(1)、大阪(1)、神戸(2)、高松(1)、丸亀(1)、尾道(3)、三原(1)、今治(1)、呉(1)、広島(1)、下関(3)、門司(2)。欄外に呉(3)が追加され計24店となる。

さらに、「未明」のものとして、名古屋(2)、敦賀(1)、大阪(1)、京都(1)、神戸(1)、姫路(1)、岡山(1)、三原(1)、門司(1)の計10店が計上されている。

これによると、むしろ遠隔地市場というよりは近隣市場の問屋の方が多い。この24店（あるいは未明分を含めて34店）のすべてと1912年度中に取引がなされたわけではない。

- (5) 販売代価の決済 (第11条) : 各自または共同販売仕切書にしたがって、販売にかかる運賃などの諸掛を控除して出荷者に分配される。

#### 生口果物組合における決済日数 (日)\*

仕向先	出荷日	代価着	必要日数	注
東京	4／11	5／08	27	
浦塙斯徳	4／21	5／10	19	敦賀発
京城	4／30	5／22	22	

資料: 「販売現金受払計算書」から抽出

\*6 土井・岡嶋「生口果物組合における政策決定の展開」(『岡山商大論叢』第37巻第3号(以下「政策の展開」)に掲載している。

販売代金の決済の遅れを組合員が忌避することは資料7からもうかがえる。少し単価が低くても即金で買い取ってくれる産地仲買人を選好する性向の根強さを感じざるをえない。

- (6) 販売品の規格化（第27条）：自宅売および小売以外の販売品は、組合が定めた標準にしたがって品位・等級を定め、荷造りを完全にし、商標紙を各容器に添付する(2)。

果実の規格化については、「細則」に掲載されるとともに総会（1912.3.21開催）において承認され、「生口果物組合荷造及玉揃規定」<sup>\*7</sup>としてまとめられ、関係者に配布された。

- (7) 商標紙料（第27条）：組合員は商標紙料を納める義務がある。商標紙料は「1枚ニ付金1錢5厘・・・但シ三原・尾道・忠海へ輸出及其他ノ地方へ持行販売荷物ニ貼付シタル商標紙ハ1枚ニ付金8厘」（第10条）と規定され、その後も数次にわたって引き下げられた。それでも回収できず、苦慮することになる（資料8）。

- (8) 組合の役員<sup>\*8</sup>（第14条）：組合業務の執行機関として組合長1名、副組合長1名、理事26名、監事8名と各出張所に委員1名がおかれた。各役員の役割については、第18条に規定されており、「役員会」は組合長が必要とみとめたときに召集される（第24条）。

## 2. 産地形成過程における販売問題

生口島での果樹の市場むけ栽培は、1890年ころはじめた。まず、先進地から優良な苗木を導入し、地域の風土に適した栽培技術を確立することからはじめられた。はじめは一部の指導者層が取組んだにすぎなかったが、商業生産の可能性がでてきた1890年ごろから果樹栽培にたずさわる農家が増加してきた。栽培技術が生口島に標準化するにつれて、関心は栽培

<sup>\*7</sup> 「生口果物組合荷造及玉揃規定」は「政策の展開」に掲載している。

<sup>\*8</sup> 役員氏名は、別紙「生口果物組合 役員氏名」がつくられており、土井作治・岡崎隆三「明治末期生口果物組合の成立」（『岡山商大論叢』第40巻第2号）に掲載している。会合についても、掲載している。

技術から果実の販売問題へとうつってきた。

明治中期から大正初期にかけては、幼稚な販売方式がとられていた。つまり、「尾道、竹原、三原地方の仲買商に対し、立木のまま見込売渡なすか、或は直接売出すも、尾道、呉、広島地方に輸出するを以て、殊に荷扱することなく、和船にずらしと唱へ裸実のまま搬出」<sup>\*9</sup>するにすぎなかつた。つまり、次ぎの3点が「幼稚な販売方式」<sup>\*10</sup>の条件とみられていた：

- ① 立木売は、果実を採取せず、立木のまま見込みで売り渡す方式で、採取とその後の作業とそれにかかる費用は買手が負担する、
- ② 直接近隣市場（尾道・竹原・三原など）に販売する、
- ③ 梱包はせず、裸実のまま搬出する。

产地商人（集荷商）が生産農家をまわって、買手の思うままに買占め、利益の大半は商人（中継商、都市問屋）の手に集まるような仕組みであつた。やがて、個人ごとに販売することの不合理さが痛感されるようになり、先進地の大長村（豊田郡）では「果樹の栽培、販売を研究するものの同志的結合」として1901年「果物協会」が結成され、共同販売に乗り出している。まず販路開拓のため閑門において問屋を指定し、160箱を移出したところその価格は「地元販売より20～30銭も高値」<sup>\*11</sup>で販売することができたことから、8年後には会員数も120名に増加している。

生口島でも、立木売と直売方式がとられていた。このため、柑橘栽培の先進地に学び、「生産の拡大と改良……選果、荷造、取引方法の改良、販路の拡張など」<sup>\*12</sup>にとりくむ必要が認められるようになった。そこで、1910年まず8ヶ町村の農会が連合して生口果樹栽培研究所<sup>\*13</sup>（北生口村）を設け、さらに1911年共同販売機関として生口果物組合（広島県豊田郡北生口

<sup>\*9</sup> 広島県「農事調査 明治35年」（昼田栄編『広島県農業発達史 資料編』広島県信用農業協同組合連合会、1981所取）

<sup>\*10</sup> 中下増次郎「広島県特産柑橘の話」（昼田栄編『広島県農業発達史 第2巻』広島県信用農業協同組合連合会、1962, p.267）

<sup>\*11</sup> 昼田 栄 同上 p.267

<sup>\*12</sup> 昼田 栄 (1962) p.266。

<sup>\*13</sup> 関連資料には、「生口果樹栽培研究所明治43年度収入決算報告」がある。

村大字林1335番地）（第3条）を結成し、「果樹の栽培改善はもとより生産者自らの共同販売の発展」<sup>\*14</sup>をはかるようになった。

### 3. 生口果物組合の変容

「規約」には共同選果・信用・保管・金融事業以外には、ほぼ今日の機能が網羅されている。しかし、現実には組合員の支持の低下、島内交通の不備、各地区と本部とのコミュニケーション手段の未整備などの理由により、一元化した集中管理方式から出張所中心（6ヶ所）の分散型方式への転換がはかられるようになった。

なによりも、総会への参加者数が回をおうごとに減少し、商標紙料の回収がすすまず、共同出荷への参加も役員中心になってくるなど支持の低下が避けられない状況にある。

島内交通は、昭和期にはいるまで島の南北を結ぶ路線も整備されておらず、磯伝いにいくか、舟で移動する状況にあった。また、通信手段自体も進歩しておらず、郵便に頼るか、徒歩で連絡する方法がとられていた。

組合員とのコミュニケーションも、理事（26名）・委員（各出張所）を介してとられているが、まだ古い「むら」<sup>\*15</sup>的なつながりが強く、大きな組織に対する不信感<sup>\*16</sup>を解消するまでにいたっていない。ただ、小単位での事業展開はむら的な性格をいかした肌理こまかな対応が可能になるといえるが、各単位の条件に左右されがちとなる。

出張所とは、生口中野区（野崎富太郎）、生口福田区（向山甚吉）、高根島区（萩谷善之助）、林区（吉本信吉）、名荷区（大久保快善）、南生口区（稻角環）の6か所をさす。総会（1913.7.1）で次のように決議されている；（ ）内は、代表者。

「今後ハ各区ニ於テ販売事業ノ取扱ヲナス事。商況及代金モ一切

<sup>\*14</sup> 広島県農会『芸備の園芸』1912（畠田栄 [1981] p.2）

<sup>\*15</sup> 庄司俊作『近現代日本の農村』吉川弘文館、2003、「町村とむら」

<sup>\*16</sup> 渡辺信一「我国に於ける米の共同販売に就いて」（『経済学論集』第6巻第2号）で指摘されている。

各出張所へ宛送付セシムル事。各区の出張所左ノ如シ」

その後の資料は残されていない。ただ、流通の合理化をはかるべく取り組むようになった共同輸送も、「不便多しとして各自に輸送する」(資料9) ように転換した。

#### 4. 個人販売対共同販売の比較

##### 1) 個人販売の不利性

個人販売の不利とは、「明治中期から大正初期までは原始的販売時代で、産地商人が生産農家を歴訪して、現物を買手の意のままに買占め、利益の大半は商人に壟断されても一向に気付かない」<sup>\*17</sup>状態とされている。

これは、栽培者が市場とのつながりを中間商人によって遮断されてきたことによる。このため「市況の情報は主として運搬船によつてもたらされ、仲買人や問屋によって一方的に値段がきめられる」<sup>\*18</sup>という状態は大正時代まで続いた。

また、果樹園をみて「100箱あまりと見込みを立てながら、栽培者には70箱に満たずと称して買収する」<sup>\*19</sup>のような不公正な取引もおこなわれていた。当然、小規模な農家が多いことから出荷量も少なく、間歇的であることから、流通の効率化からみてこれをある量的規模までまとめることが望ましい。ここに集荷・中継機能を担当する産地仲買人・産地問屋が介在する余地がある。

個人販売方式と共同販売方式の流通過程は、ほぼ次のようになる；

個人 栽培者→産地仲買人→産地問屋→消費地問屋

共同 栽培者→組合 →消費地問屋

確かに、共同方式にすると中間商業者が排除され、より合理的な方式にみえる。ただ、それまで、中間商業者が担当してきた流通機能すべてが消

\*17 昼田 栄 (1962) p.265

\*18 昼田 栄 (1962) p.548

\*19 中下増次郎の経験による (昼田 栄 同上、p.267)

失するのではなく、必要な機能は組合で代替しなければならない。共同化によって、流通過程で必要とされる費用・時間よりも少ない費用・時間ですむとすれば、おそらく多くの栽培者が共同販売に移行するはずである。逆に、なんらかの理由から共同販売にかかる費用・時間が、個人販売をこえるならば、そのとき共同販売の経路は選好されないことになる。かつて産地形成には3段階過程（主動者・継紹者・追随者）がそろってはじめて成立するとしたが、ここに通常追随するのみとみられてきた多数の栽培者の冷徹な目を感じないではいられない。

また、たとえば中間商業者が蓄積してきた商品・市場に対する目利き能力を、容易に代替できるとは限らない。ということは、組合の執行部はなにほどかの経営感覚・能力をもつ必要がある。つまり、栽培者から事業經營者に転換する必要がある。したがって単なる地主ではなく事業經營者の感覚を保持することが望まれる。

## 2) 能勢果友園（1910）の販売状況

能勢果友園のばあい、販売方式は対問屋販売と庭売にわかれている。1910年度の販売額は、次のようになる；

### 能勢果友園の販売状況（1910）

1910年度合計販売額	1,275.279円	内対問屋	= 976.659円 (76.6%)
		庭売	= 298.62 円 (23.4%)。

資料；能勢果友園「明治43年2月 果物台帳」

対問屋をさらに近隣市場と遠隔地市場に分けてみると、次のようになる；

(i) 近隣市場	計	335.945円	福山(1)	2.500 ( 0.7 )
		(34.4%)	尾道(4)	199.048 (59.3)
			三原(2)	122.469 (36.5)
			吳(1)	11.928 ( 3.6 )
(ii) 遠隔地市場	計	640.714円	東京(2)	42.914 ( 6.7 )
		(65.6%)	敦賀(1)	82.090 (12.8)

明石(1)	15.150	(2.4)
姫路(1)	20.610	(3.2)
下関(2)	115.700	(18.1)
門司(2)	247.750	(38.7)
博多(1)	116.500	(18.2)

地名の後ろのかっこ内は問屋数、最後のかっこ内は各地域市場の計を100とした割合を示している。

対問屋販売にみるかぎり遠隔地市場の方が高い比重を占めている。ただ、庭売にも対問屋・仲間取引が含まれており、(庭売+近隣市場)でくくると634.565円(49.8%)となり、遠隔地市場とほぼつりあうことになる。

遠隔地市場でも、(関門+博多)が479.950円(74.9%)と80%近くを占め、生口島以西中心の展開であったことがわかる。とすると、今後のことを考えると、なんとしてでも名古屋・敦賀(含む浦潮斯徳)・京浜など以東市場の比重を高める必要があったものといえる。

### 3) 生口果物組合の販売状況

生口果物組合の共同販売がはじまると、当然能勢果友園もこれに参加することになる。1912年度の販売成績(1)(2)(3)のうち、(1)(2)は1912.8.17の総会に提出され、(3)は1912.11.14の総会に提出された。ここではこの3つを合算して表示している；

1912年度生口果物組合の販売成績(合計=15,449.460円)

内遠隔地市場=13,759.200円(89.1%)

近隣市場=1,690.260円(10.9%)

地域	売上金高	口銭	運賃	その他	手取金
(i) 遠隔地 京浜(5)	7,526.050	731.805	1,175.006	42.494	5,584.850
敦賀(1)	1,713.950	171.395	204.880	0	1,337.680
名古屋(1)	702.200	49.155	95.130	0	553.920
神戸(1)	1,441.610	144.161	71.000	0	1,226.450
姫路(1)	192.390	19.239	16.500	0	156.650

浦潮斯徳(2)	2,183.000	218.300	294.745	104.750	1,565.760
計(11)	13,759.200	1,334.055	1,857.261	147.244	10,425.310
	(100.0)	(9.7)	(13.5)	(1.1)	(75.8)
(ii) 近隣 関門(5)	1,690.260	169.026	147.340	0	1,373.890
	(100.0)	(10.0)	(8.7)	-	(81.3)

当組合の市場は約90%が遠隔地市場で占め、近隣市場は関門の約11%にすぎない。「規約」で規定した「販路の拡張」がある程度達成されつつあることになる。いま、2つの市場の販売効率をみると、遠隔地市場は運賃が高くなる分手取金が低くててくる。他方、近隣（以西）市場は市場としての将来性をどのように評価・判断するか、いいかえると組合執行層の経営能力が問われることになる。

#### 4) 組合経由における能勢果友園

いま組合経由の販売成績のなかで能勢果友園がどのような位置にあったかをみてみると、次のようになる；ただ、データの関係から、全体で35口（うち能勢果友園10口、その他25口）にすぎず、かならずしも全体の傾向を示しているとはいえない。

共同販売における能勢果友園対その他の比較（1912）

	地域	売上高	諸掛	手取金	構成比
(i) 能勢	遠隔地	134.300	35.734	98.566	78.3
(n=10)		(100.0)	(26.6)	(73.4)	
	近隣	37.300	5.810	31.490	21.7
		(100.0)	(15.6)	(84.4)	
	計	171.600	41.544	130.056	
		(100.0)	(24.2)	(75.8)	
(ii) その他	遠隔地	622.090	134.235	487.855	100.0
(n=25)		(100.0)	(21.6)	(78.4)	

能勢果友園（1910）では、近隣市場が34.4%をしめていたことから、組合経由によって近隣の比重が低下してきたようにみえる。他方、その他グ

ループは100%遠隔地市場が占めている。

手取金の割合からみると、能勢近隣がもっとも効率よく能勢遠隔地が悪い。おそらく、能勢家では近隣市場は個人、遠隔地は組合経由を利用したものと考えられる。

### 5) 共同販売参加者の構成

共同販売への参加者の構成をみてみると、次のようになる。三好<sup>\*20</sup>の指摘により、ここでも出荷額に応じて3分している。

グループ	人数	出荷金額	回数
A	10	1,968.280	63
役員	8	1,704.290	54
その他	2	263.990	9
B	11	692.080	31
役員	2	149.240	5
その他	9	542.840	26
C	45	692.710	56
役員	8	124.790	10
その他	37	567.920	46
合計	66(100.0)	3,353.070(100.0)	150(100.0)
役員	18( 27.3)	1,978.320( 59.0)	69( 46.0)
その他	48( 72.7)	1,374.750( 41.0)	81( 54.0)

\* 資料；「明治45年3月 出荷果物代金支払票綴書 西備銀行瀬戸田支店 生口果物組合 第1号」より三好が算出した。

なによりも、Aグループの意味が大きい。わずか10名で全体の58.7%を占め、そのうち役員（組合長・副組合長・理事・監事など）が大きな比重を占めている。これでみると、組合設立はけっして一般栽培者の経験・知識不足を憂慮しただけではなく、県・郡・関係町村からの補助金を

\*20 詳細は三好正喜「近代芸予諸島における名望家層の社会経済的性格」（『岡山商大論叢』第40巻第3号）を参照のこと。

えて遠隔地市場の開拓に挑戦した営為であったことがわかる。ただ、これをきっかけとして、農村の指導者層が近代的な経営者に転換したかどうかが課題といふ。つまりこのころは、他の産業では資本の出資者から専門経営者に経営の実権が移りつつあったときでもあり、この流れをどのようにとらえるかの分岐点にいたったのではないかと考えられる。

## 5. 個人販売と共同販売の比較—まとめにかえて—

### 1) 個人販売と共同販売の比較

当組合と能勢果友園の比較から個人販売と共同販売とを対照させてみると、次のようになる；

#### 個人販売・共同販売の比較

	個人販売	共同販売
認識	不利	有利
組織	なし	242名（細則欄外メモでは187名）
選果方法	していない	「荷造及玉揃表」による選別
荷造	しない	「荷造及玉揃表」による規定
荷造費用	なし	梱包費用発生
商標紙料	なし	組合の規定；1銭～5厘
販売先	産地仲買人	組合経由で消費地問屋（指定）
市場	近隣市場	遠隔地市場
販売方法	山壳・庭壳・委託販売	指定問屋へ委託販売
販売単価	仲買人が決定	消費地での市況による
運賃	負担なし	販売先庭先まで負担、大量輸送による便益
手数料	負担せず	約10%
決済方法	即金	出荷から決済まで約22日
出荷	産地仲買人が採取	組合指定の日時・場所に搬送
業務処理	産地仲買人が担当	組合事務所が担当
補助金	なし	県・郡・町村よりの補助

意思決定 仲買人との相対 理事長等組合役員

## 2) その後の活動

分散管理方式に転換してからの資料は残されていない。わずかに、1葉の「覚」(資料9)が残されているにすぎない。これによると、市場開拓の矛先が、極東ロシアからマニラに移りつつあることになる。しかし、やがて日本が戦争経済に突入し、異なった方途をすすむことになった。戦後の果樹産地はこのような努力のうえに成り立っているものといえよう。

### 資料:

資料1：第一号

明治44年12月16日

生口果物組合 堀内 謙三

豊田郡長 島田 尚一殿

補助金御下付之義申請

1金2百円

今般生口果物組合ヲ組織シ、明治45年度予算決議ノ上、来ル明治45年1月1日ヨリ業務執行候ニ付、斯業獎励之為メ前記之金額御補助相仰度別紙関連書類相添此旨申請候也

資料2：指令勧第1305号

豊田郡生口果物組合

明治44年12月16日付申請、郡費補助之件聞届ケ、明治45年度ニ於テ金百円下付ス

但補助金ノ費途左記ニ指定ス

明治45年4月15日

豊田郡長 島田 尚一

1金 50円 果物販売諸費

1金 50円 果物栽培研究費

計金百円

資料3：申請；果第23号

大正1年11月16日

生口果物組合長 香川 逸雄

豊田郡長 島田 尚一殿

生口果物組合補助金交附稟請

果樹栽培ハ近年著シク増加シタルモ、多数ノ栽培者ハ概ネ斯業ノ学識実験ナキ者ニシテ、其栽培法モ区々ニ涉リ、害虫ノ駆除予防モ等閑ニ附スル者多キヲ以テ、当地方一大物産タル果物発展上甚憂慮ニ堪ヘザルモノ有之候ニ付、本組合ハ諸種ノ実験ヲナシ、當業者ヲ指導シ、果樹栽培ノ改良發達ヲ謀リ、善良ナル果実ノ共同販売致度候間、大正2年度ニ於テ左記ノ金額御補助被成下度別紙予算書相添此段稟請候也

1. 金150円

資料4：許可；指令勸第594号

生口果物組合

大正元年11月16日付申請郡補助之件聞キ届ケ、大正2年度ニ於テ金100円下附ス

但補助金ノ費途左ノ通り指定ス

大正2年3月14日

豊田郡長 島田 尚一 [印]

1. 金100円 事業：

資料5：豊田郡生口果物組合「規約」\*…取引関係のみ抽出

第1条 本組合ハ果樹栽培ノ改良發達ヲ謀リ、善良ナル果実ノ共同販売ヲナスヲ以テ目的トス

第2条 本組合ノ地区ハ豊田郡瀬戸田町、高根島村、西生口村、南生口村、東生口村、名荷村、鷺浦村、北生口村ノ八ヶ町村トシ、果樹栽培者ヲ以テ組織ス

第4条 本組合ハ第1条ノ目的ヲ達センガ為メ、左ノ事業ヲ行フモノ

## トス

- 1 果樹ノ栽培ヲ改良シ、其繁殖及ビ増収ヲ図ルコト
  - 4 販路ノ拡張ヲ図ルコト
  - 5 販売上ノ弊害ヲ矯正スルコト
  - 7 販売品共同運輸ノ方法ヲ執行スルコト
- 第5条 果物販売上便利ノ為メ、重ナル市場ニ指定問屋ヲ置キ、組合  
果物ヲ販売スルモノトス  
但シ組合ノ承認ヲ経テ指定外ヘ隨時販売スルコトヲ得。此場  
合ニ於ケル取引上ノ損害ハ組合其責ニ任ゼズ
- 第10条 本組合ノ経費ハ、財産収入及ビ商標紙料ヲ以テ之レニ充ツ。  
但シ、商標紙ハ1枚ニ付金1錢5厘ヲ徵取シ、三原・尾道・  
忠海ヘ輸出其他ノ地方ヘ持行販売荷物ニ添付シタル商標紙ハ  
1枚ニ付金8厘ニ通減ス
- 第11条 組合員果物販売代価ハ、各自又共同販売仕切書ニ依リ、之レ  
ニ附隨スル運賃等ヲ引去り、出荷者ニ分配スルモノトス  
但シ、三原・尾道・忠海ヘ輸出及ビ其他ノ地方ヘ持行販売荷  
物代価ハ、組合其責ニ任ゼズ
- 第27条(2) 販売品ハ自宅売及ビ小売ノ外、組合ニ於テ一定シタル標準  
ニ依リ品位等級ヲ定メ、荷造ヲ完全ニシ、第10条ノ商標紙ヲ  
各容器ニ添付スペキモノトス

## (4) 第10条ノ商標紙料ヲ納ムル義務アルモノトス

\* 広島県農会「「芸備の園芸」」1912（畠田栄編「「広島県農業  
発達史 資料編」」昭和56年、広島県信用農業協同組合連合  
会所収）のものと、別冊とがある。「組合の成立」に掲載して  
いる。

資料6：「明治45年 生口果物組合細則」生口果物組合事務所\*

- 第1条：本組合ハ定款ノ要員ヲ置キ、左記業務ヲ執行スルモノトス
- 1 理事ヨリ常任理事ヲ撰ビ、常ニ組合内部ヲ巡視シ、指揮監督

ヲナシ、専ラ内外ノ發展ノ計時々組合長ニ申達シ、其の実ヲ  
挙ゲ組合員ヲ誘腋スルモノトス

第2条：販売果物ノ荷造方法ハ、左ノ各項ニ準拠スルモノトス

但シ庭壳・園壳ハ本規約ニ依ラズ、任意ノ販売ヲナスコトヲ  
得

- 1 果物ハ総テ特等・1等・2等・3等ノ4種ニ選択シ、各々容  
器ニ入レ商標紙ヲ添付スルモノトス
- 2 玉揃ヒ並ニ箱詰籠積等ノ細目ハ別ニ之レヲ定ム
- 3 商標紙ニハ各園名及氏名ヲ記シ、各容器1個毎ニ1枚ヲ附ス  
モノトス。商標紙ハ一定シタモノヲ組合事務所ヨリ定款第7  
条ニ依リ交付スルモノトス
- 4 夏橙ハ正味10貫目入ト籠ニ入ルモノトス。但シ便宜呑入レト  
ナスコトヲ得。此ノ場合ハ協議ノ上目方ヲ定ム
- 5 ネーブルハ箱入トシ、正味1箱5貫目詰ニスルコト
- 6 和梨・桃ハ箱詰トシ、1箱正味4貫目入トナスコト
- 7 巴且杏ハ1箱6貫目入トシ、箱詰トナスコト
- 8 西洋梨ハ1箱正味3貫600目入トシテ、箱詰トスルコト
- 9 枇杷ハ箱入トシ、正味5貫目入トスルコト
- 10 温州蜜柑ハ箱入トシテ、正味5貫目入トスルコト
- 11 葡萄ハ箱詰ニシテ正味3貫500目入トスルコト
- 12 其他ノ果実ハ適宜ノ容器ニ適宜ノ量目ヲ入レ出荷スペシ
- 13 総テ出荷スル果物ハ、荷造ハ堅固ニナシ、繩掛ハ丈夫ニナス  
コト。万一不完全ノ荷造ヲ発見スルトキハ役員ハ直チニ荷造  
改造ヲ命ズルモノニシテ、組合員ハ命ニ従フ義務アルモノト  
ス
- 14 第5項ヨリ6項、8項ノ果物ハ総テ紙包トナスコト
- 15 荷造不完全及ビ果実選択悪キ為生ズル損害ハ組合其責ニ任ゼ  
ズ

- 第3条：尾道・三原・忠海・其他持行販売ノ果物ハ、本規約ニ依ラズ  
任意容量及適宜ノ容器ニ入レ販売スルコトヲ得
- 第4条：出荷ノ方法ハ組合ヨリ交付スル出荷通知ノ用紙ニ品名・個  
数・出荷先問屋・等級及ビ出荷月日等適當ノ要項ヲ記入シ差  
出スペシ。若シ記入洩レ亦書損ニ依リ生ズル損害ハ組合ハ責  
ニ任ゼズ  
但シ出荷通知ノ差出先ハ協議ノ上指定スルモノトス
- 第5条：前条ノ通知ヲ受ケタル場合ハ、事務取扱者直ニ送り状及ビ荷  
受者ニ出荷案内ヲ発シ、迅速ニ手続ヲナスモノトス
- 第6条：組合ノ指定問屋ハ、各市場ニ1問屋ヲ予メ指定シ置キ、全組  
合員ニ報告スルモノトス。但シ必要ト認ムル市場ニハ2問屋  
ヲ指定スルコトヲ得
- 第7条：果物販売ノ為出張ヲ要スル市場ニ出張員ヲ派遣スルコトアル  
ベシ
- 第8条：協議ノ上出張員ヲ市場ニ派遣シ販売スル場合ハ、諸費用ハ出  
張期間中諸種ノ出荷シタル総果数ニ賦課シ徴収スルモノト  
ス。出荷者ハ諸費用ノ賦課ヲ拒絶スルコトヲ得ズ
- 第9条：出荷中組合出荷者ノ損害ト認ムル不時ノ報ニ接シ急ヲ要スル  
場合ハ、事務所所在地ノ役員協議ノ上仕向先ヲ変更スル等臨  
機ノ処置ヲナス特權ヲ有スルモノトス  
但シ変更ノ仕向先ノ相場及腐敗等ニ依リ以上ノ損害ヲ蒙ムル  
モ事務所所在地ノ役員ハ其責ニ任ゼズ
- 第10条：其他必要ナル事項ヲ生ジタル場合ハ、役員協議ヲナシ一般組  
合員ニ知悉セシメ、便利ノ方法ヲ申合スコトヲ得
- 第14条：販売品ノ仕切金到着シタル場合ハ、事務所ハ仕切書ニ依リ処  
理シ出荷者ニ分配スルモノトス。
- \* 「細則」において、はじめて常任理事の規定がでている。た  
だ、「日誌帳」では理事と常任理事の区別が曖昧に使用され

ている。

資料 7：東京共同輸送表（1913.7.6）

「東京ノ果実委託販売指定先ハ西村吉兵衛及田原和吉（以上神田市場）ニ青木支店ノ三軒」

- (1) 西吉：前後価格の変化は大きくななく、1箱平均1.09円余の売上であるが、仕切金が遅いので組合員は閉口している
- (1) 田原：1箱平均0.98円余、仕切金をすぐに送ってくるので組合員の受けは悪くない
- (1) 青木支店：天津水蜜桃を始めて送ったが、1箱平均1.08円余

資料 8：商標紙料の督促

果発第22号

拝啓益々御清福奉賀候。陳者組合員諸氏ノ  
御援助ニ依リ日ニ増シ隆盛ニ趣候処手数料ノ  
如キ（商標紙料）モ熱心ナル御厚情ノ結果多分完  
納ニ至リ候得共中ニハ未了ノ向有之収支計算上  
甚相困り且銀行ニテ一時借入候金ニハ利子ヲ生  
ジ組合ノ不利尠ナカラズ候ニ付キ事情御賢察ノ上  
若シ未納ノ御方ハ本月15日迄ニ必ズ當組合ヘ御  
送納被下度奉懇願候 敬具

11月2日 生口果物組合長 香川 逸雄  
各組合員殿

資料 9：覚

1. 大正3年は天津輸送・東京送りを水戸扱
1. 大正4年度事業は天津桃を共同にて東京に輸出したり。7月10日、11日、13日の3回とす。  
運送船は岡本綾助舟にて、1回2円20銭計6円60銭なりき。出荷扱は隅田静太郎なりとす。代金夫れ夫れ配布す。青木分残金あり。又洋梨は共同輸送の議起り、和泉雅良様担当したりしが、不

便多しとして各自に輸送することとなり、7月20日輸送1回丈けにて中止す。代金は大抵直接に出荷人に商店より送り届けしが、向井鶴松店より組合當に宛て送り來りし故、配布したり。又洋梨浦沢行箱改正せられ、小箱となりしが、当村和泉宗七受請い製出したり。尚世話は隅田静太郎にて一切を処理す。レッテルも又改正し、同人扱にて処理したり。

1. 大正5年は天津は東京送り共同送りをなさず。西洋梨はマニラ方面行を下田扱にてなす。
1. 大正6年は天津共同送りをなさず。洋梨もなさず。

付記：2000年4月土井作治・三好正喜・村上 貢・喜田栄次郎・岡嶋隆三・野本晃史・佐藤昭嗣が瀬戸内研究会をたちあげ、芸予諸島の調査研究に従事し以下のような成果を発表してきた。2008年道なかばにして黄昏を迎える、本報告をもって研究会は解散した（文責 岡嶋）。

- (1)「瀬戸内および周辺地域における流通と交通の発達」（『岡山商大社会総合研究所報』第21号 2000.10）
- (2)「瀬戸内および周辺地域における流通と交通の発達－統一－」（『岡山商大社会総合研究所報』第22号 2001.10）
- (3)「瀬戸内島嶼部の独自性と周辺地域との交流について」（『岡山商大社会総合研究所報』第23号 2002.10）
- (4)「資料：生口果物組合【明治45年 日誌帳】」（『岡山商大論叢』第37巻第2号）
- (5)「資料：生口果物組合における政策決定の展開」（『岡山商大論叢』第37巻第3号）
- (6)「資料：明治末期生口果物組合の成立」（『岡山商大論叢』第40巻第2号）
- (7)「近世・近代 瀬戸内芸予諸島の経済と地域の変容」（『岡山商大論叢』第40巻第3号）